

2020年9月14日

保護者各位
学生・生徒各位

学校法人静岡理工科大学 理事長 橋本 新平

「学校法人静岡理工科大学 新型コロナウイルス対策緊急特例貸付金」
制度内容の一部変更、制度の継続実施について

去る5月25日に政府が緊急事態宣言を解除しましたが、その後も新規感染者数は増加し経済の再開もままならないため、保護者の方、学生・生徒の皆さんが置かれている状況が依然として厳しく、多くの方が不安を抱えていることとお察し致します。

本学園では、本年5月よりコロナ禍の影響により経済的に困窮している方へ当座の資金を補うための「緊急特例貸付金制度」を12月末までの時限的な制度として創設し、貸付を行ってまいりました。しかし、依然として新規感染者数は増加傾向にあり、今後も経済状況が好転する兆しが見当たらないなど先行き不透明な環境であるため、この度、この貸付金制度を継続して実施することと致しました。

下記の内容にて引き続き貸付のお申込みを受け付けいたしますので、ぜひお役立ていただければ幸いです。

学校法人静岡理工科大学が擁する学校に籍を置くすべての学生・生徒の皆さんが、この厳しい状況の中でも希望をもって学びを継続していけるよう、教職員一同引き続き努力して参ります。

記

1. 変更内容について

変更後	変更前
<p>・返済時期 <u>貸付を受けた日から6ヶ月以内に全額を返済して頂きます。</u> 分割返済をご希望される場合は、最大6回までの返済とし、6ヶ月以内に全額をご返済して頂きます。 (別紙申請書記載の返済予定日の通り)</p> <p>※<u>なお、貸付を受けた日から6ヶ月以内に卒業、退学となる場合は、卒業日、退学日までを返済の期日とし、全額を返済して頂きます。</u></p>	<p>・返済時期 <u>令和2年12月末日まで</u> (別紙申請書記載の返済予定日の通り)。 一部返済の場合、6回(6か月以内)の分割返済とする。</p>

● 緊急特例貸付金制度の概要

※下線部分が前回からの変更点です。

名称：学校法人静岡理工科大学 新型コロナウイルス対策緊急特例貸付金

資格：学校法人静岡理工科大学の設置する学校に在籍する学生・生徒（留学生含む）

条件：次のいずれかの事由に該当し、就学に支障が出て、一時的または緊急に生活資金の援助を必要とする者

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けてアルバイト収入の減少等により生活資金が必要となったとき。
- 2) 家計支持者の失職等により一時的に生活資金が必要となったとき。
- 3) 自宅外の通学者で仕送りが遅延しているとき。
- 4) その他、やむを得ない事情があるとき。

貸付金額：1万円単位で原則5万円まで（無利息）。

返済時期 【前回通知から変更となった箇所です】

：貸付を受けた日から6か月以内に全額を返済して頂きます。

：分割返済をご希望される場合は、最大6回までの返済とし、6か月以内に全額をご返済して頂きます。（別紙申請書記載の返済予定日の通り）

※なお、貸付を受けた日から6か月以内に卒業、退学となる場合は、卒業日、退学日までを返済の期日とし、全額を返済して頂きます。

申込方法：学校法人静岡理工科大学グループ各校のHPをご確認の上、各校相談窓口までお問合せ下さい。

●その他公的支援策の状況

- 高等教育の修学支援新制度 **【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】** 大・院・専
- 日本学生支援機構の貸与型・給付型奨学金 **【幅広い世帯の方】**
- 自治体独自の奨学金や民間奨学金等 **【制度等により異なる】**
- 生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付） **【幅広い世帯の方】**
- 生活福祉資金貸付金（教育支援資金） **【低所得世帯】**
- 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金） **【母子・父子・寡婦家庭の方】**
- 特別定額給付金（総務省） **【住民基本台帳に記録されている方】**
- 日本政策金融公庫の教育ローン **【幅広い世帯の方】**
- 雇用調整助成金の特例措置 **【雇用主】**

※各制度の概要につきましては、『[経済的支援策一覧 \(PDF/1.25MB\)](#)』をご参照いただくか、各機関にお問い合わせ下さい

以上